

◎新潟県告示第17号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和8年1月1日から実施した。

令和8年1月9日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																												
3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗	3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗																												
<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>八十二長野銀行高田支店</td><td>上越市</td></tr><tr><td>〃 直江津支店</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃 鴻町支店</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃 新井支店</td><td>妙高市</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></tbody></table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	（略）	（略）	八十二長野銀行高田支店	上越市	〃 直江津支店	〃	〃 鴻町支店	〃	〃 新井支店	妙高市	（略）	（略）	<table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>八十二銀行高田支店</td><td>上越市</td></tr><tr><td>〃 直江津支店</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃 鴻町支店</td><td>〃</td></tr><tr><td>〃 新井支店</td><td>妙高市</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></tbody></table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	（略）	（略）	八十二銀行高田支店	上越市	〃 直江津支店	〃	〃 鴻町支店	〃	〃 新井支店	妙高市	（略）	（略）
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																												
（略）	（略）																												
八十二長野銀行高田支店	上越市																												
〃 直江津支店	〃																												
〃 鴻町支店	〃																												
〃 新井支店	妙高市																												
（略）	（略）																												
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																												
（略）	（略）																												
八十二銀行高田支店	上越市																												
〃 直江津支店	〃																												
〃 鴻町支店	〃																												
〃 新井支店	妙高市																												
（略）	（略）																												

注 りそな銀行、八十二長野銀行及びみずほ信託銀行は、納入通知書等による窓口収納事務の取扱いを除く。

注 りそな銀行、八十二銀行及びみずほ信託銀行は、納入通知書等による窓口収納事務の取扱いを除く。